

環廃産発第 1612281 号

平成 28 年 12 月 28 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第 3 版）について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、政府が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 15 年環境省告示第 65 号。以下「基本計画」という。）が変更され、平成 28 年 7 月 26 日に告示されたところである。

変更した基本計画に基づき、都道府県又は法第 26 条第 1 項の政令で定める市（以下「都道府県市」という。）においては、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）、電気保安関係等の事業者等と協力し、管内における未処理のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）使用製品及び PCB 廃棄物（以下「PCB 廃棄物等」という。）を網羅的に把握するための調査（以下「掘り起こし調査」という。）を行った上で、PCB 廃棄物等に係る未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に記載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限までに、かつ、一日も早く JESCO への処理委託が行われるよう、必要な指導を行う必要がある。

平成 26 年 8 月に掘り起こし調査の効率的な調査、事業者への確認及び指導等の基本的な手法等について「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）」を取りまとめたところであり、平成 28 年 8 月に掘り起こし調査のフォローアップによる更なる効果的・効率的な手法を追記し、第 2 版を取りまとめた。今般、変圧器・コンデンサー等の期限内処理の達成に向けた掘り起こし調査の完了に向けた手順等を追加し、第 3 版を取りまとめた。

貴職におかれては、第 2 版に代わって第 3 版を活用し、具体的な目標期日を定め、PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施の上、一日も早い PCB 廃棄物の処理完了に向けて、適切に対応されたい。

今後、本マニュアルを踏まえ、各都道府県市における掘り起こし調査の定量的な進捗状況について、定期的に調査を行うことを予定している。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。